

茨木市立小・中学校校舎等LED照明設備整備に向けた改修計画等
作成業務に係るプロポーザル実施要項

1 趣旨

本業務は、市内全小・中学校46校の校舎等へのLED照明設備の整備に向け、従来方式、リース方式、ESCO方式など設計・施工・管理の実施可能な事業方式の比較検討を発注規模、スケジュール、コスト、民間企業参画意向調査等を踏まえるものである。

また、LED照明設備整備に向けた改修計画等作成業務を実施するにあたり、価格のみならず事業者（配置する技術者・担当者を含む。）が有する業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

茨木市立小・中学校校舎等LED照明設備整備に向けた改修計画等作成業務

(2) 業務の目的

小・中学校校舎等へのLED照明設備の設置にあたり、設計、工事の施工及び監理を早期かつ効率的に行うための改修計画等を作成することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「茨木市立小・中学校校舎等LED照明設備整備に向けた改修計画等作成業務 仕様書」のとおり

(4) 業務期間 契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

3 当該業務の予算額等

19,800,000円（税込）

提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合は失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。

- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 茨木市暴力団排除条例（平成24年9月27日茨木市条例第31号）第2条に指定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (5) 過去10年間に於いて、本業務と同種の業務の元請としての履行実績があること。

なお、同種の業務とは「官公庁保有施設」もしくは「教育施設（民間含む）」のLED照明設備整備改修に係る調査・検討・計画・設計のいずれかに関する業務、又は民間活力導入可能性調査等の業務をいう。

また、「官公庁保有施設」又は「教育施設（民間含む）」のLED照明設備整備に係る調査・検討・計画・設計のいずれかに関する業務」と「民間活力導入可能性調査等の業務」を異なる発注者から別の業務として履行した実績も可とする。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に会社名・メールアドレス・担当者氏名及び質問事項を記載し、下記の提出期限までに電子メールで施設課宛送信すること。

提出期限：令和7年7月30日（水）午後3時まで（必着）

提出先：茨木市教育委員会 教育総務部施設課

E-mail：shisetsu@city.ibaraki.lg.jp

※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市ホームページ 施設課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kyoikuiinkaikyoikusoumu/shisetsu/>

7 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

(ア) 業務実績調書（様式3号）

(イ) 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市教育委員会 教育総務部施設課（市役所南館6階）

ウ 提出期限：令和7年8月25日（月）午後3時まで（必着）

エ 提出方法：持参に限る。

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、事務局において参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により令和7年8月29日（金）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が参加を辞退する場合には「プロポーザル参加辞退届」（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに施設課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下、「参加者」という。）は、仕様書に基づき最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、次の(2)ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書

任意様式、A4版、枚数は片面で20枚までとする。ただし、説明のために必要に応じてA3版折りに一部変更することは差し支えない。
また、ページ番号を付与すること。なお、表紙、裏表紙及び目次は上記ページには含まない。

正本1部、副本10部（副本には企業名を入れないこと）

イ 作業スケジュール（任意様式）

正本1部、副本10部（副本には企業名を入れないこと）

ウ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）

正本1部のみ

※ 受託希望の金額を記入すること。なお、受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴取する。また、契約金額は見積金額に消費税等10%を乗じた額を加えた金額とする。

(3) 提出方法等

ア 提出期限：令和7年9月1日（月）から9月12日（金）までの土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（厳守）

※9月12日（金）は午後5時まで（必着）

イ 提出場所：茨木市役所 南館6階 教育総務部施設課事務室

ウ 提出方法：持参に限る。

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）（事務局審査）

提出された業務実績調書等の内容及び提案額（参考見積書）を10(1)で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が5者以下である場合は第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査と次の(2)に記載のあるプレゼンテーションによる審査を併せて行い、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる委員審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションを10(2)で示す審査基準に基づいて審査する。第1次審査と第2次審査の評価点を合計し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用し、行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は提案者が用意すること。ただし、プロジェクター・投影用スクリーン・HDMIケーブルは市で用意する。

ウ 提案者の出席は3人以内とする（管理技術者等が出席すること）。

エ プレゼンテーションの方法、持ち時間等詳細については第1次審査の通過者にのみ通知する。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

(ア) 結果通知

第1次審査の結果は、当該審査を行った全者に対し令和7年9月17日（水）までに「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式8号）により通知するものとする。なお、第1次審査を省略する場合は、上記の通知を省略し、令和7年9月17日（水）までに提案者全員に対し、電子メール又は電話により第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

(イ) 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和7年9月24日（水）までに審査結果について書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

(ア) 結果通知

第2次審査の結果は、当該審査を行った全者に対し令和7年10月9日（木）までに「プロポーザル第2次審査結果通知書」（様式9号）により通知する。

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和7年10月14日

(火)までに審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

配点は以下のとおりとする。なお、審査基準及び配点の詳細は別紙「茨木市立小・中学校校舎等LED照明設備整備に向けた改修計画等作成業務に係るプロポーザル実施要項 審査基準及び配点の詳細」を参照する。

(1) 第1次審査（事務局審査）

ア 業務の実績 50／200点

イ 業務実施体制 50／200点

ウ 提案額（参考見積額） 100／200点

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる委員審査）

600点（100点×6委員）

(1)(2)の合計800点とする。

11 候補者の決定

候補者は、別紙「審査項目及び配点の詳細」により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点（配点の総合計点及び審査基準ごとの配点）から当該委員の持ち点を減じるものとする。

また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、「検討調査の実施方針」、「発注者支援の内容」及び「提案の実現性・独自性」の合計の評価点が高い提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、「検討調査の実施方針」、「発注者支援の内容」及び「提案の実現性・独自性」の合計の評価点が高点の場合は、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、「検討調査の実施方針」、「発注者支援の内容」及び「提案の実現性・独自性」の合計の評価点が高点かつ提案額が同額の場合は、くじにより候補者を決定する。
- (5) 提案者が1者のみとなった場合は、評価点が配点の総合計点（選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって

当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りでない。

(3) 契約書

契約書は市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開できるものとする。

その他、選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例（平成15年9月30日茨木市条例第35号）又は茨木市情報提供の実施に関する要綱（平成16年4月1日実施）の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問の提出期限	令和7年7月30日（水）午後3時まで（必着）
質問に対する回答	令和7年8月7日（木）午前9時から
参加申込期間	令和7年8月18日（月）から 令和7年8月25日（月）午後3時まで（必着）
参加資格審査結果通知	令和7年8月29日（金）
企画提案書等受付期間	令和7年9月1日（月）午前9時から 令和7年9月12日（金）午後5時まで（必着）
第1次審査結果通知	令和7年9月17日（水）発送
第2次審査 （プレゼンテーション審査）	令和7年10月6日（月）（予定）
第2次審査結果通知	令和7年10月9日（木）（予定）
契約締結	令和7年10月28日（火）（予定）
業務開始	令和7年10月28日（火）（予定）

15 その他

(1) 参加者が1者のみであった場合においても本プロポーザルを実施する。

(2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの

イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない

もの

ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合

エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者

- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽の記載、その他公正な競争の妨げになる行為等の事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 本プロポーザルへの参加に係る費用及び契約締結に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (7) 選定会議の委員と参加者との間に利害関係が生じること及び参加者から委員への故意（不正行為目的）に接触することを防止するため、委員に関する情報については契約締結までの間、公表しないものとする。

16 担当部署

茨木市 教育委員会 教育総務部施設課 担当 辻、古谷、遠藤

TEL 072-620-1682（直通）

FAX 072-623-3999

E-mail : shisetsu@city.ibaraki.lg.jp